

事業認定の告示について

起業者東京都が皆様のご協力により進めております等々力大橋(仮称)整備事業（主要地方道第三百十二号白金台町等々力線（目黒通り）改築工事及び主要地方道第11号大田調布線（多摩堤通り）改築工事並びに川崎市道宮内新横浜線改築工事（等々力大橋（仮称）関連）については、令和8年3月27日に土地収用法(昭和26年法律第219号)における事業認定の告示がありました。

このことについて、土地収用法第28条の2の規定により、土地所有者及び関係人が受けることができる補償その他国土交通省令に定める事項についてお知らせします。

なお、起業地においても、立て看板により本ホームページの掲載と同様の内容を掲示することを併せてお知らせします。

1 事業認定の告示があった土地

(1) 収用の部分 東京都世田谷区玉堤二丁目、野毛一丁目及び野毛二丁目地内

(2) 使用の部分 なし

(注)この土地を表示する図面は、世田谷区役所道路・交通計画部道路計画課をご覧ください。

2 土地価格の固定について

前記1の土地については、事業認定の告示があった日をもって土地価格が固定されます。

3 関係人の範囲の制限について

事業認定の告示があった以後に、新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き関係人に含まれません。

4 損失補償の制限について

事業認定の告示があった日以後に、前記1の土地内において、東京都知事の承認なく、次のことを行った場合は、これに関する損失の補償を受けることができません。

- ・土地の形質の変更
- ・工作物の新築、改築、増築や大修繕
- ・物件の付加増置

5 裁決申請の請求について

裁決申請は起業者が行いますが、土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を持っている関係人は、自分が持っている土地について裁決の申請を早く行うように起業者に対して請求することができます。

6 補償金の支払請求について

土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を持っている関係人は、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払いを起業者に対して請求することができます。この補償金の支払請求は、裁決申請の請求とあわせてしなければなりません。

7 明渡裁決の申立てについて

明渡裁決の申立ては、土地所有者及び関係人が早期に移転を希望されるときなどは、直接東京都収用委員会あてに行うことができます。ただし、裁決申請の後に限ります。

8 パンフレットの配布等について

補償等に関する詳しい内容が記載されたパンフレットは、東京都第二建設事務所にて配布いたします。

その他不明な点については、

東京都品川区広町2丁目1番36号東京都第二建設事務所用地課

〔電話03（3774）8113〕までお問合せください。

起業地図面

